

令和7年2月6日

## 弥生杉倒伏に伴う周辺の環境整備等の状況について

令和6年8月末の台風10号の襲来に伴い、白谷雲水峡にある弥生杉が倒伏したことから、有識者及び関係機関等を構成員とした「弥生杉の取扱いに係る検討会」を設置し、検討した結果を踏まえ、下記のとおり取扱うこととしました。

### 記

#### 1 取扱い方針

倒伏した弥生杉は、その姿や植生の変化などを次の世代に繋げる森林環境教育の場及び観光資源として活用するため、基本的にそのままの状態で見守る。

なお、試験研究機関等において、試験研究目的で活用することは可能とするが、試料提供は必要最小限とする。

#### 2 弥生杉周辺の環境整備等の実施

取扱い方針を踏まえ、倒伏した弥生杉周辺の折損木等の除去、遊歩道の整備、植生モニタリング調査の実施、看板設置などを行う。

上記を踏まえ、令和6年12月中旬より、周辺の環境整備等を進めています。なお、整備状況等については、以下のとおり。

○弥生杉本体周辺の整備：（整備箇所の状況写真参照）

- ①折損木・倒木の処理、周辺の枝条整理
- ②防護柵の設置（本体を取り巻くように施工：安全及び窃盗等対策、植生の状況確認など）
- ③既設歩道破損に伴う遊歩道のう回路設置（近自然工法による）
- ④看板の設置（倒伏の経緯等（生立木時の写真））
- ⑤危険木（枯損木）の処理
- ⑥小規模な展望デッキ及び遊歩道設置（R7年3月予定）

○森林環境教育の場としての利活用

屋久島島内外から森林環境教育の依頼があった場合は、可能な限り屋久島の自然環境や遷移を学べる場所として活用する。

## ○整備箇所の状況写真

### ②防護柵の設置



### ③遊歩道のう回路設置（近自然工法）



**近自然工法とは：**  
屋久島の自然と調和した（自然に近づける、近い方法を使う）施工方法を取り入れ生態系を重要視する。

### ④看板の設置

